

第1 重度視覚障害者の就職にあたっての課題

1 事業所が重度視覚障害者を雇用するにあたっての懸念

事業所が事務系職種での重度視覚障害者の雇用を検討するにあたり、雇用上の配慮事項や対応可能な職務内容についての正しい情報が得られず、このことが、雇用への不安を抱く要因となっていることが考えられます。

そのため、重度視覚障害者の職業訓練や就職活動指導・支援を行う上で、事業所がどのような点に不安を抱いているのかを把握し、それに応じた対応方法を検討することが必要となります。

ここでは、事業所が重度視覚障害者の雇用の検討にあたって、正しい情報を得ていないことが要因となって不安に繋がっている事項を整理し、それらに対する具体的な対応方法について、第2以降で述べていきます。

(1) 移動

周囲の状況が見えない、あるいは見えにくい重度視覚障害者にとって、初めての場所への移動は容易ではありません。しかし、白杖を使用した歩行技術を身につけた人は、事前に数回の経路の確認、練習を行うことで、単独で確実に移動することができ、電車やバスといった公共交通機関を利用した通勤、職務上必要な他の事務所や銀行といった特定の場所への外出もできるようになります。

(2) 設備改善

重度視覚障害者の雇用にあたって、点字ブロック※や手すりの設置といった大がかりな設備改善が必要なのではないかと考えがちです。しかし、予め、本人に対して勤務するビルなどの入口（玄関）・ロビー、階段、職場のあるフロアー（階）、部屋の間取りといった環境を認識する（以下「環境認知」という。）ための支援を行うことにより、事業所内の移動はほとんど単独で対応できるようになります。

手軽な工夫点としては、例えば、エレベーターの行き先階のボタンに点字シールを貼り付ける、本人の座席の位置を部屋の入口付近にするといったことがあげられます。トイレやエレベーターなどの普段使用する場所への移動については、安全な動線が確保できるように職場内のレイアウトを変更するといった配慮・工夫をし、重度視覚障害者自らが既存の壁や机の配置を手掛かりとして移動できる環境を整備していきます。さらに点字ブロックや手すりがあれば、よりスムーズに移動することができるようになりますが、前述のような配慮、工夫による効果も高く、必ず設置しなければならない訳ではありません。このような事業所の一定の配慮・工夫と、重度視覚障害者の職場環境への適応による習熟とがあいまって単独での移動は十分可能になります。

※視覚障害者誘導用ブロック

(3) 作業環境

重度視覚障害者、特に拡大読書器などの視覚障害者用の支援機器の使用によっても視覚機能を介しての紙媒体での文字の読み書きが困難（以下「全盲等」という。）な人

が、パソコンを扱う際には、画面読み上げソフトが欠かせません。このような視覚障害者用の支援ソフトは市販のパソコンにインストールすることで利用できるようになります。この画面読み上げソフトは、社内のネットワークに特段影響を与えるものではありませんが、聞きなれないソフトをインストールすることに対して不安を抱く事業所が少なくないのが現状です。

なお、重度視覚障害者は、画面読み上げソフトだけでなく、個々の見え方に応じた拡大読書器や画面読み上げソフトといった支援機器や支援ソフトを使用してパソコン操作を行っています（『職業訓練実践マニュアル重度視覚障害者編Ⅰ～施設内訓練～』のP.9～16参照）。これらの価格は種類によって様々ですが、就労支援機器の貸出制度や助成金制度を活用することで、事業所の負担を軽減することができます。

（4）職務内容

情報通信技術の進展により重度視覚障害者、特に全盲等の人の文字処理能力は向上し、電子化された情報であれば、支援機器やソフトを活用して事務系職種での業務にも対応できるようになってきています。重度視覚障害者が支援機器やソフトの活用により一定のパソコン操作に対応できることを知っている事業所であっても、事務系職種では、その職務の多くが墨字に結びついていることから、重度視覚障害者（特に全盲等の人）が具体的にどのような職務に対応できるかを想定しづらいことや情報が行き渡っていないことが、雇用に結び付かない理由の一つとなっています。

2 重度視覚障害者にとっての就職活動における困難点

重度視覚障害者が円滑に就職活動を進めるためには、職業訓練におけるスキルの習得や情報収集といった準備が必要となります。

ここでは、重度視覚障害者が就職活動の際に苦慮する点や支援を要する点について整理し、それらに対する具体的な対応方法について、第2以降で述べていきます。

（1）情報収集

情報の電子ファイル化が進み、メールやインターネットを活用することにより、求人情報、その他就職活動に必要な情報へのアクセスが可能になり、視覚機能を介さなくても、これらの情報の収集については、ある程度、支援の手を借りず単独で行うことができるようになってきています。しかし、電子化されたファイルのすべてを、画面読み上げソフトで対応することはできません。さらに、情報へのアクセスができて、膨大な情報の中から、目的の情報を得るにはある程度の時間を必要とします。限られた時間で、何も支援のない状態で情報収集を進めていくことは、重度視覚障害者には相当の負担になります。

（2）移動

重度視覚障害者に限らず、就職面接会や事業所での面接の会場は、ほとんどが初めて訪問する場所になります。移動に支援を要する人の場合、一回限りの移動なら、訓練施設を利用している人は、指導員に同行してもらおうという方法が考えられますが、

毎回支援を受けられるとも限りません。障害等級が1、2級の重度視覚障害者なら、公的な移動支援といったサービスの利用も考えられますが、歩行訓練も含めサービスを実施している支援機関の情報を、把握している視覚障害者は多くありません。特別支援学校卒業者や、自立訓練施設の利用経験のある視覚障害者は、実施機関の情報を持っている場合もありますが、途中で視覚障害となった人の多くは、支援機関の情報に乏しいのが現状です。

(3) 応募書類の準備

全盲等の人は、当然、直筆での履歴書の作成は困難です。インターネット上で、履歴書をはじめ、職務経歴書のフォーマットをダウンロードすることができますが、それらを利用するにも、一定程度のパソコンの操作技能が求められます。完成したファイルの体裁の確認や、履歴書への写真の貼り付けには、支援の手が必要になります。

(4) 自己アピール

重度視覚障害者がどのような職務に対応できるのかを事業所にイメージしてもらうためには、実際にパソコン操作を行っている様子を事業所担当者に見てもらうことが最も有効な方法と考えられます。

自己アピールの効果的な手段として、面接の際にノートパソコンを持ち込み、デモンストレーションを行うことが考えられますが、限られた面接時間に効率的に実施することは、非常に難しいのが現状です。